

シンポジウム『多文化主義と少数者の権利』

成 嶋 隆

新潟大学法学部国際交流委員会カナダ担当
CSDP 総括責任者

1998年9月4日、新潟大学法学部は新潟大学法学会との共催により『多文化主義と少数者の権利』と題する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムは、本学部が学術交流協定を締結しているカナダの3つの大学（アルバータ大学、クイーンズ大学およびブリティッシュ・コロンビア大学）の法学部との提携により、またカナダ政府のCSDP（『カナダ研究開発助成金』）の交付を受けて実施されている日加学術交流事業の一環として行われたものである。CSDPによる交流事業は、1996年度からの4カ年計画として始められた。各年度の事業はそれぞれ統一テーマをもち、カナダ法政に関する集中講義と国際シンポジウムをその内容としている。今年度のテーマは、上記の『多文化主義と少数者の権利』であったが、これはカナダの国是の一つである多文化主義を少数者の権利問題との関連で考察しようとするものであった。今日、国際社会はますますボーダーレス化し、相互依存を強めているが、多文化主義の思想をさまざまな視点から再検討することにより、よりよい共存のありかたが見いだされるのではないか、というのが本テーマの趣旨である。今回、カナダからは2人の研究者が招聘され、それぞれが統一テーマに関連するサブ・テーマについての講義を行った。その後開催された標記シンポジウムには、この2人のほかに日本側2人とフランスから2人の研究者が報告者として加わった。フランスからの参加は、同時期に新潟を訪れていたフランス憲法研究会の

協力により実現したものである。同研究会は、毎年フランスまたは日本で『日仏セミナー』を開催しているが、今回、新潟においてこれが開催されたことが機縁となっている。各報告者は、それぞれの視点から、各国の問題状況を紹介したが(下記参照)、これらを受けた後の討論の中で、多文化主義がそれ自体多義的であり、各国により様相を異にするとはいえ、それぞれの国においてなお重要な観念でありつづけていることが確認されたように思われる。

《報告テーマおよび報告者》

(1) 「日本における少数者問題」

工学院大学助教授 長谷川 憲

(2) 「日本における定住外国人の参政権」

獨協大学講師 高佐 智美

(3) 「カナダの政治的統合のメカニズムとしての多文化主義と少数者の権利」

ブリティッシュ・コロンビア大学助教授

フィリップ・ブライデン

(4) 「カナダにおける多文化主義と少数者の権利の司法判断適合性」

クイーンズ大学助教授 ビヴァリー・バインズ

(5) 「アルザスの地方法」

ロベール・シューマン大学助教授 ピエール・エクリ

(6) 「フランス領ポリネシアとニュー・カレドニア：自治か独立か？」

モンブリエ第一大学研究員 クリストフ・シャプロ